

# 令和元年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和元年12月25日(水) 厚生労働省専用第13会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士
	委員	笥 淳夫 工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
審議対象期間	原則として令和元年7月1日～令和元年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

## 【審議案件1】

審議案件名 : 厚生労働省上石神井庁舎電算棟空調機器の更新及び増設工事  
資格種別 : 関東・甲信越地域の「管」において「A」又は「B」ランク  
選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、最も契約金額が高く、低入札価格調査を実施しているため。  
発注部局名 : 職業安定局雇用保険課  
契約相手方 : 株式会社イシイ設備工業  
予定価格 : 376,040,366円  
契約金額 : 207,460,000円  
落札(契約)率 : 55.17%  
契約締結日 : 令和元年9月6日

### (調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、4者応札があり、株式会社イシイ設備工業が契約の相手方となった。落札率は55.17%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>今回の案件については、低入札調査の対象になっていまして、落札率が55%ということなのですが、低入札価格調査の結果、開札調書を拝見しますと、4者中3者について基準額を下回っている状況になっているということなのです。低入札価格調査の理由を見ると、「過度に競争が働いたため」という分析結果がここに書いてありますが、これについては、予定価格等の設定とかも含めてこれで十分かどうかをお聞きしたいのです。</p>	<p>「過度に」という表現を書いておりますが、ちょっと過度という表現はともかくとして、空調工事というのは、昨年度、一昨年度、計画的に空調機の更新工事を行っているところです。過去2年分の経験と言いますか実績を踏まえて台数に応じた予定価格を設定していますので、今回の予定価格については、それらを踏まえた妥当なものと考えているところです。結果としてこういう低入札があったわけですが、予定価格については妥当なものと考えて設定をしたものです。</p>
<p>それで、予定価格の設定のところ具体的に明細が付いていますが、予定価格を設定されたバックアップデータがここにあります。実際に、株式会社イシイ設備工業から取った見積書にあります。これを比較すると、機器購入費については、単価が、予定価格の設定のとおりです。それから、見積書と差があるところについて、おそらく値引き等で対応されたということで理解はできるのだと思いますが、設備購入費から、下の項目、予定価格で言いますと、この辺がかなりの差が出てきた要因の1つであるのですが、予定価格の方で言いますと、先ほど説明されたように、今回の工事については配管設備工事の対象であるところの予定価格ではなっているのですが、それが見積書の方ではどこに表現されているのかよく分からないのですが、その辺いかがでしょうか。</p>	<p>配管の部分については見積書を御覧ください。見積書の中ほどより少し下の所に配管工費ということで、一式を株式会社イシイ設備工業が計上しています。</p>

<p>この程度で済むのでしょうか。</p>	<p>はい。ご指摘いただいた点は、正に我々から株式会社イシイ設備工業にも一定の確認をしています。低入価格調査の際に資料提出を求めて、正に長さです。私どもが求めている長さと、こちらが出していた長さについて、配管の長さについて少しずれも生じたものですから、ちょっとそこから辺りを疑念に思ったものです。ただ、実際、この点について具体的な説明は求めませんでした。全体の額の中でこれらの経費も含めて飲み込めるといふ趣旨の発言があったもので、私どもとしては出された資料については妥当なものと言いますか、そういうものとして見させていただいたということです。</p>
<p>それで、実際に配管工事はしたのでしょうか。</p>	<p>今、工事をしています。具体的な工程表は、ちょっと今、手元に詳細がないのですが、工事は10月以降、実際に電算棟の事前の受入状況等を確認しながら、本格的な空調機の搬入等については年明けからを予定しているところです。</p>
<p>分かりました。そうしますと、仕様書に基づいた工事全体が、滞りなく全て実施されることを確認されたということですね。</p>	<p>はい。そういうことです。</p>
<p>今、先ほどの説明の中で、予定価格はこれまでの経験の中で適正だと思っているというお答えでしたが、具体的にないので具体的に答えていただけますか。予定価格が適正だったということ。</p>	<p>まず基準は、予定価格にありますように空調機の台数です。過去、昨年度、一昨年度ともに6台の工事をやっています。1台当たりの価格をまず設けて、それに付随する揺れを防ぐ防振台の機器とか、あと、空調機本体を支えるユニット、台座です。台座及び通風口となるものを、これまでの実績、価格、大きくは具体的な大きな単価、価格を占めるそういうものを設定し、そこから、配管等の付属工事等の規模に応じて、台数に応じて比例配分という形で設定をしました。</p>
<p>予定価格の表の中の一番下に、「直接工事費の見積単価は2者の見積りの平均価格を採用した」と書いてあるのですが、その話と、今のこれまでの実績との関係はどういうことになっているのでしょうか。</p>	<p>2者というのは過去工事をした業者です。そこから取った見積り、私どもの予定価格、あとは実際に市場価格等を反映した業者から出してもらった見積り書、そういうものを参考にして設定をしたということです。</p>
<p>もう一度確認ですが、この2者の見積りというのは、今回のプロジェクトで見積りを取ったものではないのですか。</p>	<p>今回のプロジェクトで取ったものです。</p>
<p>取ったのですよね。</p>	<p>はい。</p>
<p>それと過去の実績との関係は。</p>	<p>過去の工事で作った予定価格があります。そのときの予定価格を作るに当たって徴取した見積りが、今回も我々が徴取した同じ業者から徴取、見積りを頂いた業者ですので、そこは同一の業者ということになります。</p>
<p>それは見積りの話ですね。過去の実績との比較というのは、先ほど説明があったのですが。実績との比較、つまり実績のデータと見積りのデータ、見積り2者ですから3つのデータがあることになりませんか。</p>	<p>そうですね、ちょっとそこは説明がやや違ったのです。実際に、見積りとあと契約額、前回と前々回の落札価格です。落札価格、契約額を加味しつつ、直近の数年、時間がたっていますので、今回も工事に当たっては見積りを取って、市場価格等との差です、過去の契約額と市場価格等の差、開き等を見極めながら予定価格を、大体これぐらいで妥当なところと、当然、過去の契約額、実績額よりもそこは差が出てきますが、現状の市場価格等を踏まえた見積りも参考にしながら作ったということです。</p>
<p>もう一度お聞きしますが、ここには、「新たに取った2者の見積りの平均価格を採用した」と書いてあるのです。</p>	<p>なるほど。</p>
<p>現状の違いと、過去と今回の違いを考慮したということはこの中に書いてないのですか。</p>	<p>そうです。ちょっとそこは、事実としてはおっしゃるように2者の比較ですが、当然、我々が見積りを取るに当たって、過去の契約額の実績、空調機の台数に応じてどうなのかというのを見ますので、そこは見積りを取った段階で妥当な見積りであったと。過去の契約額、実績等ともそう開</p>

	きがなかったものとして見積りの価格を平均して採用したということです。
つまり、かなり低入札の対象になる今回、非常に低かった。可能性はもちろん低入札の調査に書かれているように、企業の努力であるとか、それから企業の特性によって機器を調達しやすかったとかということもあると思うのですが、一方で、予定価格の適正かどうかということも問題だと思うのです。予定価格が適正かどうかということに対して、まずは2者で平均を取っているということで、これは、そうすると一番安い者よりも高めに予定価格がたつこととなります。これが1つ。それから、過去との実績において比較をしたとご説明いただいているのですが、その資料がないのでそれがどのくらい改良していたのかが私どもには理解できない。この2つがちよっと引っ掛かっているところです。	
この2者の見積りというのは、当然のことながら、共通仮設費、現場管理費、一般管理費についても見積りは取られているのですよね。	具体的に業者によって見積りの内訳は少々異なる部分もありますが、一応、見積りは取っています、参考にしていくところです。
そうですね。その見積りを取りながら、今回の予定価格では、建設施工単価でこれ採用していますよね。	はい。
片方で見積りの平均価格を取り、片方では建設施工単価を取っているというのは、これはなぜなのですか。	実際に共通仮設費とか現場管理費というのは、これは私ども厚生労働省の中では一定のルール化されたものですので、そこは、その基準と言いますかルールに基づいて設定したと言いますか、そのようにしたということです。
それは分かるのですが、片や見積りも取っているわけですから、それも参考にしないというのはちょっと解せないところがあるのですが。それゆえに、何か予定価格が異常に高くなったために低入になったという感覚はありませんか。というのは、4者のうち3者が低入になってしまっていますよね。予定価格のたて方をもう少しシビアに考えてもよかったですかと思うのです。	ご指摘頂いている部分はごもっともかなど今は思っております。実際に、別な案件でご指摘いただいたことがありまして、予定価格を専門に見る部署と言いますか、我が省の中のそういう部署に少し相談をすとか、そういうことをすべきではなかったのかなと考えています。この時点ではちょっとそこまで至らなかったものですから、ご指摘の部分はごもっともと思っています。
(分科会長の意見) よろしいですか。終わりました。御苦勞様でした。	
<b>【審議案件2】</b> 審議案件名 : B S L 3室退出時シャワー整備等工事 資格種別 : 「管工事」の「A」又は「B」ランク 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、契約金額が高く、一者応札であるため。 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 須賀工業株式会社 予定価格 : 144,540,000円 契約金額 : 144,100,000円 落札(契約)率 : 99.7% 契約締結日 : 令和元年8月30日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、須賀工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.7%である。	
<b>意見・質問</b>	<b>回 答</b>
今回の一般競争入札については、一者応札という結果になってしまいまして、落札率も非常に高い、99.7%というところに落ち着いてしまったということです。1者しか入札をされなかったことに対してはどのような考え方をお持ちでしょうか。	こちらですけれども、声掛けのほうなのですが、私ども村山庁舎の同じようにBSⅢ室の新築時の工事又は改修時の工事を請け負った経験のある、また競争参加資格で管工事のA又はBを満たす業者5者に対して声掛けを実施いたしました。 そのうち、2者の業者の方が入札説明書の配布を希望されまして、競争参加資格の申請自体は2者から来たのです。

	が、そのうち1者が書類不備ということで残念ながら不合格とし、結果的に1者という形になってしまいました。
5者に折角声掛けをして、3者が辞退したということなのですが、それはどのように分析していますか	理由を聞いた業者の方から理由をヒアリングしましたところ、やはりちょっとその業者としては、ほかの工事で手一杯で、こちらにまでは参加することができないという回答を頂いております。
そうすると、工事するための人であったり、いろいろなりソースが対応できないということですね。	そうですね、主にやはり技術者、監理技術者の確保が難しいというように、こちらは監理技術者を専任で配置しなければいけない対象工事になっておりますので、そこがちょっと難しいとはヒアリングの際に聞いております。
分かりました。それで1者が応札されたのですが、落札率が非常に高く、99.7%という結果になってしまったのですが、予定価格の設定方法も含めましてその辺の状況を御説明願えますでしょうか。	こちらなのですが、予定価格自体は設計会社のほうに積算してもらった金額を使用しております。予定価格が高かったことに対しては、積算参考数量書という形で付ける工事の対象になっております。予定価格の積算内訳、そちらの金額等を抜いたものを業者の方に配布しておりますので、そちらが割と細かい設定になっていたため、予定価格に対してあまりぶれがなかったのかなというように思っております。
この予定価格の明細ですけれども、どこか第三者の業者に依頼をされたものをベースにされているのですか。	こちら、設計も入札で発注しておりますので、その際に設計図書等、予定価格というわけではないのですが、工事費の算出も業務の中に入っておりますのでそちらを使用しています。
それをそのまま使用されたということですね。	基本的にはそうです、歩切りとかは法律上禁止されているのでその金額をそのまま使用しています。
なるほど。過去の実績、あるいはいろいろな実勢価格等を考慮して、何らかの分析的な手続はされていらっしゃるということですか。	設計会社から工事費の金額が出る際に、こちらは最終版ではないのですが、例えば一般管理費等が別に項目があるのに、内訳の中に同じように一般管理費があるものに対しては、これは二重計上なので省くべきなのではないですかと修正指示をして、現在の形になっています。
明細を見ると、例えば機械設備工事一式いくらとか、そういう明細にはなっていて、確かに明細はあることはあるのですが、本当にこの金額が正しい金額なのかどうかということについては、なかなか分からないのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。	こちら、設計業者の積算方法として、単価の根拠となるものに対してまず『積算実務マニュアル』という図書と見積り比較、こちらを優先順位1位にして、その後単価比較、複合単価、建設単価積算資料、建設施工単価、あと各種業者のカタログ、こちらを優先順位2位ということで優先順位を付けて単価を設定、優先順位1位のほうで積算出来たものは1位、出来なかったものは2位ということで、基本的には問題ないのかなと思っております。
単価比較したということですか、他の業者の見積りで。	そうですね、見積り比較の場合は2者、3者から見積りを取ったものの中で基本的には一番安いものを選択したということですね。
今回については設計業者からのものを使うので、その作業はやらなかったということですか。	そちらは設計業者が作業しまして、こういう比較、見積り比較表というものを出してもらって、これが一番安いのでこれを選びました、という説明を受けております。
設計事務所の方でその作業は行ったということですか。	はい。
分かりました。99.7%、ほぼ当てているのですが、それはどうしてなのですか。	こちらはちょっと、何とも言えないのですが、入札業者の出した工事費内訳書を見ると各金額が一致しているかというところ、そういうわけでもないのですが、ちょっと結果論として高い金額、高い落札率になったのかなとは思っています。
何か他に理由はないですか。	特にちょっと、要因分析して、今、ご説明したところと認識しています。
この設計をしていただいた会社、設備設計事務所ですか。	そうです、設備設計事務所です。
設備専門設計の事務所ですか。	設備専門かどうかちょっと分からないのですが、設備設計協会みたいなものに属している会社なのでおそら

	く設備専門だとは思いますが。
ああ、そうですか。もう一度確認ですが、今、かなり詳しく御説明頂いたのですが、その設備設計事務所が出してきた金額をそのまま予定価格にしていますか。	不適切かなと思うところは事前にチェックして、修正指示を出して、最終版として上がってきたものはそのまま使用しています。
つまり最終版、向こうから出てきたものをそのまま使うということですね。	はい。
そうすると、そこに営業努力とか何とかということは考えていないという話ですね。	質問の趣旨としましては工事会社の営業努力という。
いやいや、まあそうです、工事会社の営業努力。	公共工事の品質確保に関する法律だったと思うのですが、そこに基本的に設計会社の積算に対して歩切りをしてはいけなくなっていたと思いますので、最終版は適正というように判断しましてそのまま使用しました。
結構です。それから、最初の質問の回答にあった2者のうち1者が書類不備で落ちたということなのですが、今回はそれが最大の要因で一者応札になっているということだと思います。その御説明を具体的にいただけますか。	申し上げます。こちらなのですが、具体的に何の書類が不備だったかといいますと、合格したものの資料で申し訳ないのですが、説明資料を御確認いただければと思います。こちらにあります競争参加資格確認申請書のうち、1から5が提出書類として書いているのですが、そのうち5と6、保険料納付に係る申立書と行政処分等に係る自己申告書、こちらの提出がなくて不合格という形になりました。
この資料がないということで不合格としたということですね、その結果一者応札になったと。	はい、そのとおりです。
それから公示の資料、入札公告の資料で先ほど説明にあった参加条件、参加条件の中で「BSL3の実績のある者」というのはこの参加条件のどこを指しているのですか。	BSL3の実績がある者というのは参加条件としては設けていません。声掛けする際、おそらくBSL3の実験室を改修・新築した規模の業者でなければ結構大規模な改修になってしまうので、対応できないだろうと思って声掛け業者としてはBSL3の実績のある業者に対して声掛けをしました。
そうすると、公告では縛っていないけれども声掛けは絞ったということですね。	そうですね。
先ほど説明があった監理技術者、監理技術者に直接的かつ恒常的な雇用関係があるというようなことで縛ってしまったということなのですが、これは必要だったのでしょうか。	こちらは会計事務手引に則って設定してまして、通常、設定している項目になります。
これは必ず書かなければいけないことなのですか。	おそらくそうだと思います。事務手引にそのようになっているので、具体的な通知の根拠とかは見えていないのですが、そのまま会計事務手引に乗っている入札公告のまま使っております。
予定価格調書に添付されている内訳書、このどこの部分までを業者に渡すのですか。金額欄を除いた欄は全て渡すのですか。	こちら、金額を除いた全てになります。
名称、適用、数量で、金額欄を除いた物全てを渡すと。	はい。
ということですね、金額欄だけを除くということですね。	はい。
業者から漏れている可能性ってないのですか。設備業者から、というか設計業者から。	ちょっと、こちらでは確認できません。あと、また、設計業者の方で出してもらっている様式というのはこの様式ではなくて、そこから設計業者の作った金額をこの様式、こちらは私どもが使っている様式なのですが、そちらに数字を落とし込んでいるので、この予定価格がそのまま業者に行っているかどうかは、ちょっとこちらでは確認できません。
今のは、この表自体は設計業者が作ったのではなくて落とし込んでいるという話ですか。	設計業者作成の様式からこちら、私どもが予定価格として使っている様式に落とし込んだものになります。中身というのは基本的にというか、全く変わっていません。
そうですね、項目もそうだし、数量もそうだし、全てそうですね。順序がちょっと変わっているかどうか分からないけれども。例えば金属くずなんていうのは、金属くずなど	落札業者から工事費内訳書、落札金額に対する内訳書というのは提出頂いています。

<p>というように表示されているわけですね。落札業者からこういう積算の過程の表というのは取っているのですか。</p>	
<p>そうすると、この項目に沿った金額が出ているのですね。表を見ると。</p>	<p>はい。</p>
<p>どこにどう差があるか、というのを把握しているのですか。</p>	<p>はい、こちらも把握しています。</p>
<p>どこに差があったのでしょうか。</p>	<p>ちょっと細かいところはわからないのですが、直接工事費の方は業者の方が安かったです。また共通費の方は業者の方が高かったということになります。</p>
<p>項目ごとに正・否を付けるとかなりの項目で一致していたのではないですか。</p>	<p>項目ごとで見ると基本的には一致していません。</p>
<p>そうですか、トータルだけほぼ一致しているという話ですか。</p>	<p>積上げ量が多いので、中身としては微々たる差で業者の方がちょっと安いのかなと思っています。</p>
<p>そうすると、予定価格と落札価格というのはそんなに差がないですね。99.7%だから。そのぐらいの差しかない、100万、0.3、そんなもんですよね。そうすると、直接工事費の差がそのまま落札価格と予定価格の差になったぐらいの感覚ですか。</p>	<p>そのような認識でございます。</p>
<p>なぜそんなことを言うかと言うと、これは2回目ですかね、入札したのは。</p>	<p>こちら、2回で落札です。</p>
<p>(分科会長の意見)          どうも、ちょっと予定価格とぴったり過ぎるなという感覚があるものだから、おそらく発注側から漏れるということはあるまいだろうと思うのだけれども、設計業者から漏れる可能性って、特に明細を示しているとあるのではないかと、ちょっと懸念するからなのです。よろしいですか。では終わりました、御苦労様でした。</p>	
<p><b>【審議案件3】</b>          審議案件名 : 戸山庁舎大規模空調機オーバーホール          資格種別 : 「管工事」の「A」又は「B」ランク          選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、契約金額が高く、最も落札率が高いため。          発注部局名 : 国立感染症研究所          契約相手方 : 株式会社日立プラントサービス          予定価格 : 129,036,529円          契約金額 : 128,700,000円          落札(契約)率 : 99.74%          契約締結日 : 令和元年7月1日</p>	
<p>(調達の概要)          一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社日立プラントサービスが契約の相手方となった。落札率は99.74%である。</p>	
<p><b>意見・質問</b></p>	<p><b>回 答</b></p>
<p>今回の開札ですが、入札が31回行われたという状況なのですが、この辺の経緯を説明していただいでよろしいでしょうか。</p>	<p>最初当初3回を終わったときに、「今後の入札どうしますか」と確認したところ、「辞退はしませんので続けていただきたい」ということでしたので、そのまま続けました。</p>
<p>途中で随意契約プラス価格交渉というような手続の方にはお考えなかったのでしょうか。</p>	<p>ちょっと考えないこともなかったのですが、このまま続けたいというご意思だったので、そのまま続けました。</p>
<p>ルールの内範囲なので続けていただきましたとそういうことですね。</p>	<p>はい、そういうことです。</p>
<p>分かりました。今回なぜこのようなことが起こるかと思しますと、一者応札ということだったということが、最大の原因だと思うのですが、1者になった理由書がありますが、3者だけに声掛けしたということですが、もう少し何者か他に声掛けをしていけば、競争者が増えたのかなと思いますが、</p>	<p>特に3者になった理由としては、私どもの研究所の方によく空調機の修理をしてくれている業者と、あと今回全く付合いない業者からも問合せがあつて、仕様書をお渡ししたということ。</p>

3者になってしまった理由はどういうところにあるのでしょうか。	
空調機を設置した業者はどちらですか。この本体は。	もともと空調機を入れてくださった業者はA社です。
A社。メンテナンスは株式会社日立プラントサービスがずっとやっていたと、そういうことですか。	メンテナンスは特にお願いしていないのですが、修理のときはA社に限らず他に建設会社の方とか、お願いしています。
なるほど。今回株式会社日立プラントサービスは初めてのメンテナンスになるのですか。	メンテナンスは初めてになります。修理はよく来てもらっています。
分かりました。この文書を見ますと、さらに参加者を増やすために声掛けをすれば良かったとなっているので、そういった業者が他に複数、もし知っているのであればそのようにしていただきたいと思います。あと、落札率が当然高く、高止まりになってしまうという予定価格すれすれのところに、50万ずつ刻みでくるので、それはしょうがないとして、予定価格調書の、予定価格の設定方法があります。その予定価格調書の内訳の所に、明細がずっと書いてありますが、数量×単価で金額を計算して、それをトータルしているわけですが、この数量及び単価についてはどのように決めたのでしょうか。	数量に関しましては、ちょうど2年前に実験動物室の空調機の分解整備をやっていまして、その実績を基に作成しました。その当時株式会社日立プラントサービスがやっているのですが、一応ヒアリングも行いまして、何人かというのを聞いて出しています。単価は建築保全業務労務単価を用いて積算しています。
なるほど。そうすると株式会社日立プラントサービスの方から参考見積りは取っているのでしょうか。	参考見積りは取っていません。
ない。	はい。
内訳の所に参考見積書及び過去の契約実績の平均額と書いて。	すみません、失礼しました。予定価格をたてる際に、概算見積書は株式会社日立プラントサービスから取っています。
株式会社日立プラントサービスから取っている。他には。	あとB社に過去の実績がありましたので、それを参考に積算しました。
なるほど。そうすると、その2つの参考見積りについては、どのようにここの内訳の中に反映されているのですか。	備品とか消耗品については、契約実績を足して平均値で出しています。
その価格が適正だという検証はどのようにしたのですか。	特に行っておりません。
そういった過去の実績あるいは市場価格、市場の実勢価格その辺の調査をして、予定価格を適正なものにするというのが大前提だと思うのですが、参考見積りを取って単価及び数量については、その辺のデータをここに反映されているとは思いますが、ちょっと具体的にどのような形なのかをお聞きしたいということなのですが、おおむね出来ているということはもちろん理解はしておりますが、具体的にどのような作業をしたのかという質問です。	予定価格の内訳の備考欄に記載していますが、参考見積書と過去の契約実績の平均額をもって一応それが適正なものということで、ちょっと判断をしたものになります。
そうすると、単価をどのように取ったのかということについてはいかがですか。	平均で単価を取りました。
単価というのは、備品の方の単価ということでよろしいですか。	上の方の単価。
	上の方の機械のほかの関係が。
	公共事業の積算資料の方からになっておりまして。
	公共工事の積算資料の方から設定し、11番以降の備品関係のものについては、見積書と過去の実績の平均額という形で設定をしています。
そうすると上の方の数量については、参考見積り及び過去の実績からお取りになったということですね。一番上の290日とか、この数字は。	これは過去の2年前の実際の工事の実績から取っております。
分かりました。どのようにお取りになったのかは少しまだ説明が不足していると思いますが、これくらいにさせていただきます。以上でございます。	
これは参考としてお聞きしたいのですが、入札のスケジュール	はい。

<p>ールが6月11日公告で、入札が7月1日。大体その間20日間くらい。それで7月2日から年度内に一杯一杯仕事やってくれと、いうお願いですよね。</p>	
<p>これって、たぶん新年度に入って、一所懸命準備をして6月11日に公示ができたのではないかなと思うのですが、例えば先ほどの話で年度内、職人の手配が難しいとか、今どちらかというと建築業界みんなどこでも同じ話が出てくるんですよね。そうなると工期が年度内に納めるという工期に無理がなかったかというのが1つ気になる場所なのです。予算は年度内に納めなければいけないのは分かるのですが、もう少しゆとりのあるスケジュールを組むことは可能なのですか。これは参考としてお伺いしたいのですが。難しいのですか。やっぱりこれ以上、無理なのですか。</p>	<p>おそらく普通であれば2年間くらいで出来ると思うのですが、今回こちらの空調機に関しては、補正予算で付いたもので、一度繰り越しをしていますので、どうしても今年度中に終わらせる必要があったところがあります。</p>
<p>(分科会長の意見) それでは終わりました。御苦労さまでした。結構です。</p>	
<p><b>【審議案件4】</b>  審議案件名 : 職員IDカード発行機器の更新契約  資格種別 : -  選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため。  発注部局名 : 国立感染症研究所  契約相手方 : 富士ソフト株式会社  予定価格 : 1,829,520円  契約金額 : 1,829,520円  落札(契約)率 : 100%  契約締結日 : 令和元年7月1日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>意見・質問</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>回 答</b></p>
<p>では私のほうから質問させていただきます。これは、Windows XPから10に変えたわけですか。</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>Windows XPを今おやりになるというのは少し遅すぎませんか。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>7かと思っていました。</p>	<p>ちょっと、予算の関係もありまして、この時期になってしまったと。</p>
<p>ああ、そうですか。</p>	<p>その間、なるべく回線からは抜いて、ネットにつながらないような形にはしてはおりましたが。</p>
<p>XPは前から、ウィルスに弱いというふうに、2、3年前ですよ、言われていたので。そうですか、分かりました。あと、このソフトウェアは、A社のソフトウェアなのですか。それとも、富士ソフト株式会社ですか。これ、見積書を見ると、A社と、上から3つ目に書いてあるように思います。</p>	<p>A社の機器を富士ソフト株式会社が使っていて、システム自体の中のセキュリティーとかのソフト自体も、富士ソフト株式会社が作っているという形になります。</p>
<p>分かりました。パソコン1台、少し高いように思うのですが、いかがですか。</p>	<p>パソコンですと、向こうから出た見積書ですが、パソコン本体の価格ですと一番上が定価となっていて、それ以外に設置作業の方で合計として、ちょっとこの金額になっているところです。</p>
<p>それで、見積書を見ますと、その4以降、その他で、設置費及び作業費ということで、5行にわたって項目が書いてありますが、設置作業だけでこんなにもかかるものなのでしょうか。パソコン1台ですよ。</p>	<p>私からの補足で説明いたします。パソコン本体購入価格であったり設置作業でありましては、確かに先生のおっしゃるとおりなんです、使っている現行のソフトからデータを引き上げて、新しいものに組み込んで、テスト・検証というところが必要となってきますので、そういったところで、複数項目で経費がかかっているのではないかと考えております。</p>
<p>でも、富士ソフト株式会社しかこれできないとなると、ど</p>	<p>その辺も、私どもの所内の予算が、各部に配賦される予</p>



<p>うしても、富士ソフト株式会社の言い値でやらざるを得ないという状況になってしまうのですが、その辺の牽制を何らかの方法でかけないと、値段がつり上がってしまうという状況になってしまうのですが、その辺は、どのように価格分析をするのでしょうか。</p>	<p>算というのが非常に小額な部分もあり、当然、向こうの言いなりでは値段がつり上がってしまいますので、事前に、十分価格交渉をした上で、なるべく抑えてもらうということで、何度か見積書の内容の精査等もした上で、最終的な見積書という形で、この内容に落ち着いたというところで</p>
<p>何回か価格交渉はされているということなのですね。</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>分かりました。最後の質問ですが、どれぐらい下がったのですか。</p>	<p>ちょっと記憶にないところなのですが、おそらく10%ぐらいは落としてもらったのではという感じかと思います。</p>
<p>そうですか。10%というのは、大した値引きでなさそうな気がします。</p>	<p>そうですね、向こうも、最低の利益確保というところがあるというふうに言われていまして、そこのところは、本部と確認しながら最低利益だけは割り込むことはできないのでというところで、お互いの妥協点という形で、この値段に落ち着いたところです。</p>
<p>コメントです。今の、最後の話がすごく大切ではないかなと思うのです。様々な理由で、随契にならざるを得ないといったときに、どういう経過をたどって、どれだけ価格下げよう努力をしたのかということの資料が残ってないと、それが頑張りましたというだけでは、ちょっと問題ではないかと思うのです。そういう記録をきちん取って、その記録を残していただく。こういう場で、私たちこれだけ頑張って、10%やっとなげたのですというようなことがあれば、それなりに、ああ、そうですか、それは大変御苦労さまでしたという話になると思うのですが、頑張りました、10%下げましたという口頭の説明だけではたぶん、これからは難しいのではないかと思うので、是非ともよろしくお願いします。</p>	<p>そこは、ご指摘を踏まえて、今後見直していきたいと思</p>
<p>全くとんちんかんな質問になるのかもしれないのですが、なぜこれが富士ソフト株式会社しかできないのかというのは、もう1つよく分からないのです。見積書を見るとこれ、ほとんど丸投げですよ、A社に。これは、もともと案件名もA社製カード発行システム、これはA社ですよ。なぜ、フリーソフトしかできないのですか。ごめんなさい、繰り返すですけど丸投げみたいなことで、A社にやっているわけですが。</p>	<p>この中のIDカードの発行機器が今回の契約ですがそもそも、この厚生労働省もそうですが、入るときに、入退館でIDカードのチェックがあるのですが、そのシステムは富士ソフト株式会社が作ったものなので、同じシステムに適合した機器とかシステムじゃないと、まず使えないというのが1つ理由にありますのと、あと、こちらはA社となっているのは、パソコンやモニターの消耗品や備品がA社であって、作業自体は富士ソフト株式会社が行っていることとなります。なので、A社の方に再委託したのではなくて、富士ソフト株式会社が一応、業務自体は実施しているということになります。</p>
<p>もともとの富士ソフト株式会社が作ったソフトを使用するから、そこに著作権があるからという意味ですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>このシステム自体は、A社が作ったシステムではないのですか。</p>	<p>そうではないです。富士ソフトが作っているセキュリティーのシステムになります。その中で、機器はA社のものを使って作っているということになります。</p>
<p>そうですか。参考のためですが、このシステムを設置するのに、どのぐらいの費用がかかったかは分かりますか。</p>	<p>もう10年以上前のことなので、すみません、資料を調べてみたのですが、何か参考になるものはないかと予定価格をたてるときのために、ちょっと資料が残ってなくて、そこところは分かりません。</p>
<p>そうすると、そのシステムを利用するのに、何だか、いろいろな制約があるかどうかは契約書等を見て判断することはなかったのですか</p>	<p>当時の資料は残っていなかったもので、今回、システムを見直すに当たって、富士ソフト株式会社の話と、他のそういうシステムを作っている会社にも声掛けをしたところ、他の会社では対応できないと。もしやるのであれば、そもそも、システムの方をいじらないといけないという話でしたので、富士ソフト株式会社しかできないと判断しました。</p>
<p>(分科会長の意見)</p>	

何となく合点がいけないのですが、説明としては理解しました。終わりました。御苦労さまでした。

**【審議案件5】**

審議案件名 : 麻薬取締部ネットワークシステム用ネットワーク回線・機器の供給及び運用・保守一式  
資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)  
選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。  
発注部局名 : 関東信越厚生局  
契約相手方 : KDDI株式会社  
予定価格 : 65,626,350円  
契約金額 : 24,178,000円  
落札(契約)率 : 36.84%  
契約締結日 : 令和元年9月10日

**(調達の概要)**

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者応札があり、KDDI株式会社が契約の相手方となった。落札率は36.84%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
低入札調査の対象になっており、落札率が36%と非常に低い案件ですが、その辺の理由はどのようなところと分析していますか。	予定価格については、まず、現行の契約を基に積算しました。現行の契約については、1の金額を予定価にしていまいますと、国庫債務負担行為を超えてしまうことから、この国庫債務負担行為の範囲内で積算することになります。消費税も10%になることから、そこも考慮した積算価格ということで設定しています。
そうすると、今のサービス水準を維持するために、過去の金額をそのまま利用すると。ただ、国庫債務負担行為があるので、若干、値段は下がっていますが、それで問題ないと、そのようなジャッジをしたということですか。	本プロジェクトの調達からプロジェクト進行まで担当しておりますので事業者との調整も私がいたしました。今回、予算要求の段階からお話しますと、3者から要求のための見積りを取得しています。その3者というのは、現行のネットワーク回線業者である1者と、私どもの麻薬取締部ネットワークシステムは、サーバーとクライアント端末の調達を昨年行っており、その際のサーバー業者から1つ、今回の落札者であるKDDI株式会社から1つということで、合計3者の見積りを取っております。 現行業者の見積額とサーバー業者のA社という今回の2者のうちの1者ですが、その価格に比べてKDDI株式会社の見積額は当初から低かったのです。その低かった理由が、ネットワーク回線の見積内容は非常に専門技術的なことが多く、内容が本当にその水準で維持されるのか少し不明瞭だった部分もありますので、これは我々の不勉強な部分もあるのですが、ただ、業者を疑いにかかると同時に、予算要求の手続を進めなければいけないというタイムリミットもありましたので、現行業者の見積りを基に予算要求をすれば、まず、現行のシステムのクオリティは維持できるであろうと判断し、予算要求は行いました。 我々の局の予算要求は、厚生労働省本省を通り、システムの調達に関しては、政府全体のシステムを管轄しているのが総務省ですので、総務省のヒアリングを受けました。総務省のヒアリングで3者からの見積りを基に予算要求をしたのですが、その見積りの中で、なぜ、一番高い、この見積りを基に予算要求をするのか、技術というのは同じクオリティであれば値段が下がっていくのは当然だからということで御指導いただいたのですが、とはいえ、最初に申し上げたとおり、KDDI株式会社の見積りが現行のネットワーク回線の水準を満たしているかどうか判別できなかったため、その指導を受けた上で、我々で再度検討した結果、少し下げた金額で予算要求をいたしました。結果、その要

	<p>求額として認めていただいた国庫債務負担行為額が、こちらの金額になります。</p> <p>KDDI 株式会社、なぜ、このような低価格になったかというのは、私の想像でしかありませんが、日本には、三大キャリアといわれる会社があります。その三大キャリアが持っているうちの KDDI 株式会社の今回のサービスが、私もその後、ネットワーク回線については少し知識を得て判断できるようになったのですが、WVS という今回のサービスが業界ではシェアが一番です。シェアが高ければその分、価格を下げられるのは当然なのかなと私は考えています。あとは、今回、3 者の業者様とお話を重ねた上で、非常に、我々の麻薬取締部ネットワークシステムというものに興味を持っていただき、当初、こういった見積りを取った段階よりも、入札する価格は競争入札ですので、業者は下げるのが当然かと思うのですが、その際に、いろいろと検討を重ねた結果の金額だと考えております。</p> <p>補足を重ねますと、今現在、プロジェクト進行しておりますが、プロジェクト進行において停滞しているポイントは一切ないので、審査は妥当であったと考えています。以上です。</p>
<p>そうすると、予算要求したときの予定価格を使っているということですね。</p>	<p>そうなりますかね。予算要求したときの予定価格、すみません、御質問の趣旨が分かりかねます。</p>
<p>趣旨というのは、この設備の発注をするときに。言い方を変えます。要するに、この予定価格の積算根拠を示す資料がありますが、これは予算要求をしたときの予定価格調書だということになりますか。</p> <p>というのは、予定価格を作られていますが、このような根拠でこのような明細で予定価格を作りましたというようなデータが見受けられない。では、どれが予定価格を設定された根拠になるのですかという質問に変えます。</p>	<p>今回の予定価格については、国庫債務負担行為の予算があり、年度ごとに予算の上限もありますので、それも考慮に入れ、説明が重複しますが、前回は入札でこういった価格になっておりますので、最初、それを基に予定価格をたてようとしたのですが、予算の上限がありますので、そこに縛られて消費税等を加味して、こういった形が出したという流れです。</p>
<p>そうすると、国庫債務の予算枠ありきということになるのですか。</p>	<p>少し補足いたします。工賃や工数に関しては、現行と同じものです。総務省の方から受けたコメントを引用すると、今回、現行業者が入札した場合は現行のインフラをそのまま使えるから有利ではないかと私どもは思っていたのですが、それは応札者が持っているアドバンテージとして、そのまま維持してよいと言われましたので、現行業者に比べて、その他の応札者は、工数が現行業者が調達したときと同じだけかかるだろうと考えて差し支えないと思うのです。なので、工数などに関しては、現行業者が調達したときと同じ工数で予定価格を積算していると聞いています。</p>
<p>分かりました。その資料は、この中にあるのですか。</p>	
<p>予算要求書、これの根拠。</p>	<p>それは後日、御提示という形でもいいでしょうか。</p>
<p>分かりました。そうすると、予定価を作るときの参考見積りは3者から、それをベースに。</p>	<p>そうですね、もともとの予算というのが現行業者の価格をベースに要求したのですが、それでは少し高すぎるということで、予算が現行業者ベースにした当初の要求額よりは下げられたという実態があります。ですので、現行業者と同じ予定価格の積算をすると、それを上回ってしまう状況になったため、そこで予定価格を作成するときに、工数としては同じかもしれないけれども削れる部分はあるのではないかとということで検討した結果、現在の予定価格ということで御理解いただければ差し支えないかと思っております。</p>
<p>そうしましたら、予定価格を作ったバックアップデータ、参考見積りが、もし、コピー等が残っていれば、それを後日で結構ですので見せていただけますか。</p>	<p>参考見積りというのは、この予算を決めるときの国庫債務の予算要求するときの見積りということですか。</p>

<p>そういうことになりますね。通常は予定価格を作るときの参考見積りでしょうけれども、その前に、予算要求を取っているのです。</p>	<p>見積書を取ったのは、要求時のみです。ですので、すみません、これは私の理解が間違っていなければですが、予定価格を立てるときに改めて見積りを取るというのは、逆に、業者にその金額を教えてしまうことになるので、支障が出るのではないかと。</p>
<p>二重に取る必要はないと思いますので。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>よろしいのではないですか。</p>	<p>そうですね。なので、作成した予定価格の積算根拠の資料と、我々が持っている要求当時の見積りを御提示することですよろしいでしょうか。</p>
<p>これは少し難しい問題だと思いながら聞いていたのですが、例えば、今回のスケジュール感でいくと、入札が今年の6月、公告をして入札日が8月、契約締結が今年の9月からということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>つまり、令和元年、2019年度予算を取るために見積りを取ったのは、各部局からの蹴り出しは、おそらく、今年の6、7月ぐらいに蹴り出されると思うので、その時期に見積を取っているわけですね。</p>	<p>はい、そうです。そのとおりです。</p>
<p>実際に施工し始めるのが1年少したってからということですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>それで、現行のシステムが終了するのが、今年の8月、9月ですね、引継ぎですから。</p>	<p>そのとおりです。8月。9月ではなく。</p>
<p>その辺りですね。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>現行のシステムも5年契約ですか。</p>	<p>現行のシステムは、5年ではなく、30か月です。</p>
<p>3年契約ぐらい、3年弱。その見積りというのも、やはり、その1年半ぐらい前に取っているわけですね。</p>	<p>といたしますと。</p>
	<p>それは、現行30か月の開札の始まる1年前という理解でよろしいですか。</p>
<p>つまり、情報システムの価格の動きに対して、国の予算の取り方の債務スケジュールが合わないという問題があるわけですね。</p>	<p>それは、このようなことを申し上げるのもあれですが、私もそう思いながら調達しているわけです。</p>
<p>ですから、この低価格で落ちているという原因の1つは、予定価格が入札をするときの時期の現行の価格に近いかどうかという問題と、それから、企業がここでは経営戦略と書かれています、そのような戦略をもって安く入れてくるかどうかという、この2つの問題がここにあるのではないかと思いますのです。</p>	<p>なるほど、そのとおりです。</p>
<p>今の話を聞いていると、その予定価格のところは、ほぼ予算ベースで話が進んでいる。それが本当に正しかったのかどうか、やり方として正しかったのか。そこに、もう少し予定価格のたて方に工夫はなかったかどうかが、まず1つ気になるところです。</p>	<p>はい。</p>
<p>改めて見積りを取ることが予定価格を教えることになるのかと、私はよく分からなかったのですが。</p>	
<p>つまり、その問題について、もう一度考える必要があると私は思います。</p>	<p>分かりました。</p>
<p>あともう1つ、この低入札価格調査結果の中で、先ほど申し上げた企業戦略的な特別な値引きと書かれています。</p>	
<p>ここは正直申し上げて、かなり難しい部署ですね。そこに、ある民間企業が企業戦略的に値引きして入って来ましたというのは、どのような意味なのですか、この企業戦略的というのは。</p>	
	<p>その文書については、企業努力という意味合いなのです。</p>

	が、正直、民間企業内部でのそういった見えない部分については、こちらでも値引きの詳細までは把握しきれないところはあります。
私は麻薬取締部がどのようなことをやっているのか詳細は分かりませんが、何となく風評的に聞いているぐらいの話で、やはり、このような部署が民間企業から企業戦略的にという理由で言われたときに、国のほかの役所と同じレベルで経営努力なのですね、はいはいと、そこをさっと流していいのかなということが少し気になったところです。	
今のは、気になったというレベルの話ですからね。	分かりました。
私から。審査調書があるのですが、現行の契約業者はB社ですね。	はい。
この予算要求に使った見積書もB社から取った。	そうです。B社と現行のサーバー業者であるA社、A社とは、昨年、調達しましたサーバーとPC端末の件では契約を結んでおります。
分かりました。	あと、今回、落札したKDDI株式会社の3者です。
B社が今回の入札に応じなかった理由というのは、聞きましたか。	入札に応じなかったわけではなく、入札はしてもらったのですが、事前審査の段階で、そのシステムに関しては履行可能性審査を厚生労働省本省の情報化担当参事官室で受けることになっており、そちらの審査に落ちてしまい、結果として2者になりました。
(分科会長の意見) 理解しました。終わりました。よろしいですか。御苦労さまでした。	
<b>【審議案件6】</b> 審議案件名：食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託 農産食品及び畜水産食品の残留農薬20項目 資格種別：役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であるため。 発注部局名：横浜検閲所 契約相手方：一般財団法人食品環境検査協会 予定価格：11,898,700円 契約金額：11,898,700円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和元年7月19日	
(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者応札があり、一般財団法人食品環境検査協会が契約の相手方となった。落札率は100%である。	
<b>意見・質問</b>	<b>回 答</b>
今回の案件については、落札率が100%ということで抽出された案件ですが、調書を確認すると、もちろんそういう結果にならざるを得ないと思うのですが、参考見積りを取って、そのまま予定価格の単価にしていますが、それで問題はないのでしょうか。	結構、専門的な分野なところもあり、単価も公表されていないものなので、なかなか積算で見るというのは、こちらでは難しいので、ただこれも平成16年から調達でやっているものですが、一応、過去の傾向から大きくそれから外れたり、そういうことはしていないという確認はしています。
過去の実績データの整理など、そういったものについては、どのようにやっているのですか。	単価だけで取りまとめたものは、私は確認したことがないのですが、ここ数年のものについては、手元にデータがあるので、そこで内容の確認はしています。
特にデータベース化など、そういうことではなくて、御自分のお持ちのファイルか何かで、過去の単価を比較して、特に問題はないかどうか確認はしているということですか。	はい。これが結局、毎年うちの所に同じものが割り振られるわけではなくて、本省のほうで全体の計画を立てたうち、横浜検疫所に割り振られるものがくるので、物が変わってきたりすることはあるのですが、そういうこともあって、うちでデータベースを作る感じではないのですが、一

	<p>応、今回うちに初めてくるようなものは、前回やった検疫所に確認をして、金額は妥当かと確認をしています。</p>
<p>単価は上がっているのですか、下がっているのですか。</p>	<p>おおむね大体一緒なのですが、少しずつは上がっています。やはり人件費の関係などもあると思います。</p>
<p>そうすると、単価が適正なものかどうかについて、分析的な手続という面ではいかがですか。</p>	<p>これが完全に妥当なのかまでは、なかなか専門的な分野の部分もあり、見られないのですが、先ほども言ったように結局、過去の実績から大きく外れていないというところと、見積書も複数者から取っておりますので、そこで一応、妥当性を取っているという形にしております。</p>
<p>分かりました。開札調書がありますが、予定価格、積載内訳で3者から参考見積りを取っていますが、この中で2者については入札をされているのですが、1者、A社だけは、今回の応札には参加しなかったのですが、それはどのような理由があるのでしょうか。</p>	<p>一応、入札が終わった後に確認はしたのですが、今回このA社というのは、実はうちとは過去に取引がなかったところで、本省から検査項目を割り振られたときに、まず価格調査をするのですが、そのときに過去にうちが取引していたような実績があるようなところではできない検査項目が結構出てきてしまったので、本省に今回のA社を紹介してもらい、価格調査をして見積りなどを頂いたのですが、その後結局、なかなか事務の複雑さなどの理由で、今回は見送りますと回答がありました。</p>
<p>そうすると例えば、アニラジンなどは今回検証対象から外れたことになるのですか。</p>	<p>はい。うちの所では請け負えなかったので、あと本省で他の検疫所に割り振るのか、今年は見送るのかは、そこまでは確認はしていません。</p>
<p>その辺はどうなのですか。私から申し上げるような数字のものではないのですが、検査ができないことになったわけですよね。</p>	<p>検疫所でもやっていると思います。やりきれない部分を外部にも委託をしているので、全くやっていないわけではないのです。</p>
	<p>アニラジンがどうなったかということまで追いきれてはいませんが、大体落とせなかったときには、また本省でできる検査機関を幾つか探してもらって、そこに一応できますかということは確認してもらって、それを内部的に話があった場合には、こちらからもできるのかどうかを聞いてみたりして、もう一度、再入札するのか、1個だけなので単価でやるのかということで、今年度は特に本省からその後、不調の後にほかの検査機関を当たってみてくれという話がきていないので諦めているのか、ひょっとしたら別の検疫所でやっているのかもしれないですが、その辺は本省からの連絡マターになります。</p>
<p>そうしますと、過去のデータの実績レベルの単価なので、どれだけの単価で発注したかは、非常にクリアに分かるわけですので、横並びに書いておくなど、そういった少しは、データベース化をされたほうがよろしいのではないかと思います。以上になります。</p>	
<p>よく分からないので教えていただきたいのですが、予定価格積算内訳と、開札結果調書を両方見比べると、今の御説明の話も含めて、例えば2つの会社から見積り、積算が出てきた、例えば一番下のリムスフロンの2つ出ていますね。世の中に安くできると言っているところがあるのに、1回の入札で、1回の見積りで取った金額どおりにいかなかったら、そこで全ておしまいというやり方を今、しているわけですよね。だから100%でおしまいなのですよね。普通は、そこで繰り返し値段を下げられませんかということをやると思うのですが、この場合はできないのですか。</p>	<p>1つは、今回の入札については業者が要はうちのところに開札に来なかったもので、その場では再入札というのは、まず出来なかったのが1つと、一応、入札が終わった後に声掛けをしまして、不落になったということで、もしまた入札するとしたら、参加してくれますかと話をしましたら、他の機関などからの依頼もあり、検査機関のキャパシティの問題もあり、もうこれ以上受けられませんと話があり、一応、今回は断念をして、それを本省には報告をして、うちでは締結できませんでしたと連絡をしまして、うちとしては、その後の打ち返しがないので、そこでストップをしている状況になっています。</p>
<p>そのやり方が普通なのですか。</p>	<p>一応うちとしては、やれることはやったつもりではいたのですけれども。</p>
<p>それでは私もよく分からないので、調達概要書を見ると、</p>	<p>そうですね。この8項目についてです。</p>

残留農薬8項目は、仕様書別紙の8項目についてやるのですよね。	
落ちた8項目についてということなのですね。	はい、そうです。
(分科会長の意見) 分かりました。ほかにありますか。よろしいですか。終わりました。御苦労さまでした。	
【審議案件7】 審議案件名 : 国立療養所邑久光明園病院情報システム 一式 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため。 注部局名 : 国立療養所邑久光明園 契約相手方 : 株式会社岡山情報処理センター 予定価格 : 80,190,000円 契約金額 : 79,542,000円 落札(契約)率 : 99.19% 契約締結日 : 令和元年9月24日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。	
<b>意見・質問</b>	<b>回 答</b>
このサーバーは、長島愛生園、それぞれにあるのですか。	国立療養所長島愛生園にあります。
国立療養所長島愛生園に、サーバーがあるのですか。	はい。国立療養所長島愛生園の部屋に、当園のそれぞれの患者情報というのは、それぞれの、両園で見られないように、国立療養所長島愛生園のサーバー室に当園のサーバーを間借りするような形で運用を考えております。
そうすると、その国立療養所長島愛生園にあるサーバーの管理は、この株式会社岡山情報処理センターが請け負っているのですか。	そうですね。保守、委託は株式会社岡山情報処理センターが請け負っております。
そうすると、今あるオーダリングシステムは、どなたが開発したものなのですか。	平成24年のときに、当時の園長先生がそのスキルにかなり詳しく、園長先生と親しい関係にあるドクター、更には技術のある事務員がおり、当園のその者たちで開発をしました。
内部で開発したのですか。	内部で開発して、その際に外部の業者のお知恵も頂きながら基本、内部で開発をしたシステムです。汎用性のないシステムですが、いろいろなシステムを園長先生が経験してきているので、その辺のいいところを活かしたり、開発するに当たってよその園のシステムを見に行ったりしながらより良いシステムになるようにしましたが、どうしてもやはり安定面で医療の関係でフリーズをしたり、看護支援システムがないとか、かなり現状としては、ちょっと使い勝手の悪いシステムということにはなっています。
完全に内製化して、開発したのですか。	サポート的には外部の業者はおりますが、なかなか当時開発したときの園長先生も、もう退職して、事務員はいますが、実質なかなか事務員だけでは対応がしにくく、業者の知恵を借りながら何とかしのいでいるような状態です。ただやはり園内では、すごい使い勝手が悪いというところと、汎用性がなくて、医師確保が、ドクターが来ていただけない。汎用性のあるシステムでないドクターを呼び寄せられない、看護部門からも不満があるのと、職員からも是非同じ瀬戸内市の長島にある2園なので、同じシステムで常々関係もしているからやりたいという要望があり、それに乗っかるような形で、今回また安価でスピーディーに導入するために計画をしました。
そうすると今回、巨大なシステムを捨てて新しいシステム	そうですね。ただ、既存のシステムがあるのでイメージ

<p>に変わることはないのですね。新規にシステムを導入するようなものなのですね。</p>	<p>的には、長島にある病院情報システムを奥のほうに線を延ばして行って、だんだんと現在のシステムを縮小させて行って、ちょっと表現が悪いですが、侵蝕させていくような形でそのシステムを残して、新しいシステムに切り替えていこうというイメージです。</p>
<p>そうすると、長島愛生園にあるサーバーの中にあるソフトウェアを、そのまま今回使えるという、基本的には。</p>	<p>そうですね。基本、物まね整備というような感じで、国立療養所長島愛生園のシステムをそのまま使わせてもらい、状況によったら連携システムについても当園で使っているシステムがありますが、その流れの中で当園の運用自体を変えて国立療養所長島愛生園の運用にして導入すると。その後、当園独自の問題等があったらそこはそこでやっていくのですが、導入に際しては基本、国立療養所長島愛生園の物まね整備をして導入をするという考え方です。</p>
<p>そうすると相乗り導入で、安価でスピーディーに今回の開発は出来ると書いてありまして、理由書と書いてあります。</p>	<p>はい、総合診療等と併せて。</p>
<p>どちらかという、これはシステム開発ではないのですね。</p>	<p>そうですね。今回の導入に際して、サポート、コンサルティングをしてもらっている専門業者がおり、専門業者がいうには新規導入では1億5,000万円は絶対、それ以下にはならないだろうというところで、取りあえず導入するというのが大前提で、導入した後に基本、もうお金がかからない方向で進めていく流れです。</p>
<p>そうですか。そうすると、私も当初これ、ほかに安価で性能も良くて、そういうシステムをどこかの業者さんがやってくれない補償がどこにあるのだと思っておりましたが、そうではなくて特にシステム開発は必要ではなくて、向こうのサーバーにつないで端末の設定をすればそれで済んでしまう。そういうことですか。</p>	<p>そうです。運用自体も、極論でいったら当園の運用自体も変えるという、そういう所存ではあります。</p>
<p>そうすると、総合評価落札方式で、一旦この株式会社岡山情報処理センターも参加していただいて、ほかの業者さんも参加していただいて性能評価、それから価格評価をきちんとしておやりになったほうが良いというリコメンデーションは、そんなに当たらないことになりますか。</p>	<p>そうですね。で、実質見積りも取らせていただき、当初は単独整備で考えておりましたが、その後相乗り整備をやるんだということでしたところ、現在国立療養所長島愛生園と契約している株式会社岡山情報処理センターが安いということが分かりまして。</p>
<p>その資料は、この中には配布されていないのですね。</p>	<p>そうですね。8月1日に公共調達委員会があり、すみません、そのときにお出ししましたが、今回の資料の中には付け忘れております。</p>
<p>分かりました。それから予定価格の積算内訳書があり、その中で参考見積りから1%の値引きをして、それに消費税8%をかけて予定価格にされていますよね。</p>	<p>はい。</p>
<p>この案件については、もう既に10%の消費税がかかる案件になってしまうので、これは予定価格が8%でされるのは誤りではないでしょうか。</p>	<p>そうですね。ただ、契約を10月に入る前に契約締結を予定しておりましたので、9月24日の時点での契約の段階では消費税10%ではなくて8%の世界だと思っておりましたので、8%で契約予定をしました。今現在、変更契約をして、その部分は10%で。</p>
<p>これは予定、納品日の消費税率になるので、ここは、もう少なくとも10%でしておかないといけないということです。</p>	<p>そうですね。消費された段階ですね。失礼いたしました。了解いたしました。</p>
<p>この随契に関しては、こういう契約を進めていくということで事前に本省内のどこかに相談はしましたか。</p>	<p>はい。事前に、約1年前に園長、事務部長がハンセン病療養所管理室に行って御説明をさせていただいて、その後も8月1日に公共調達委員会で委員の先生に説明させていただき、当園のやはり医療関係で突然フリーズをしたり。</p>
<p>いいえ、契約の方法についてです。</p>	<p>契約の方法ですか。</p>
<p>随契でやることに関して、相談しているのですか。</p>	<p>はい、しました。</p>
<p>どうも、ちょっとこの案件、これはコメントです。すごく</p>	



<p>気持ちが悪いですね。気持ちが悪いのはなぜかという、この理屈を通してしまうと、例えば地方厚生局が、人事が異動するから同じシステムをやりたいと言って、関東地方厚生局のシステムをそのまま当厚生局がその業者に対して随契で入れるとか、そういうことまで認めることに広がっていく可能性がありますよね。で、事情はよく分かりますが、このやり方が本当に認めていいのかどうなのかというのは、ちょっと議論が必要ではないのかと私は思います。</p>	
<p>今の補足意見みたいなものですが、国立療養所長島愛生園と共用してやることは別ですね。それは必然的に求められるものではないですよね。今までも、独立してやってきたわけだから。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>とすると、なぜなのかなという気がします。</p>	<p>ちょうど更新のタイミングというのと、職員の要望ですね。</p>
<p>それは、情報システムの同じようなものを使うということとあまり関係なくて、全体の統廃合の問題なのだと思うのですよね。</p>	<p>そうですね。その際、円滑にいくようにという前段というところで。そうですね。確かに、それとはまた別の話ですね。</p>
<p>そうですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>統合すれば統合したで、また。</p>	<p>その段階で。</p>
<p>(分科会長の意見) 別に、一般競争入札なり何なりでそのままやって、この業者さんが入ってくればその価格で落とせるようなことにもなっていくのだから、そういうのはずっとフェアなんじゃないかと思うのですけどね、という感想を持ちました。</p>	<p>そうですね。</p>
<p><b>【審議案件 8】</b>  審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園 自動車車庫棟整備その他工事  資格種別 : 建設工事一建築一式(「B」又は「C」ランク)  選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、契約金額が高く、一者応札であるため。  発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園  契約相手方 : 株式会社建吉組  予定価格 : 157,920,000円  契約金額 : 154,000,000円  落札(契約)率 : 97.52%  契約締結日 : 令和元年8月27日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社建吉組が契約の相手方となった。落札率は97.52%である。</p>	
<b>意見・質問</b>	<b>回 答</b>
<p>では、私のほうから質問させていただきます。1回目の入札が不落であったわけですが、この辺、経緯を教えてくださいませんか。</p>	<p>1回目の入札に関しては、同じように総合評価落札方式で公告をしておりますが、4者が参加したのですが、4者とも予定価格を超過しまして、結果的に不落で終わっております。</p>
<p>予定価格はいくらだったのですか。</p>	<p>その際は1億5,015万円となっております。</p>
<p>そういうことですね。そうすると、今回は予定価格を上げたのですね。</p>	<p>見直しております。</p>
<p>しかし、外構工事を縮小したにもかかわらず、予定価格を上げたのですね。この辺はどういう予定価格の見積り誤りがあったのですか。</p>	<p>会計課です。積算は適正にやっておりますが、1回目の見積りを業者から頂きまして、分析をいたしました。やはり価格が高騰している。沖縄のほうは今建設ラッシュで、熊本のほうも例外なく職人さん、材料もそちらのほうへ大分流れているのですよね。我々は見積りを取りましたから、実勢価格にするための掛率を掛けたり、ヒアリングして決めているのですけれども、追い付かないぐらい価格が高騰していたので、見積りの価格を参考にして、材料費の見直</p>

	しを行いました。それによって、外構を縮小した金額になりました。
外構工事は面積的には何パーセントぐらいまで縮小したのですか。	面積の方は変わっていませんが、アスファルト舗装と言いまして、アスファルト舗装を構成する一番上のアスファルトの部分とその下にあります下地の砂利の部分を今回縮小して、今あるアスファルトのチェックと、あと整地のところだけを発注の中に残したという形になります。
	舗装を取りやめて、整地だけにしたんです。
そうすると、今はアスファルトされていない状況なのですか。	今工事中なのですが、最終的にはそういう形で発注となります。
アスファルト舗装については、また別途発注をせざるを得ない、そういう状況なのですね。	はい、そうなるかと。
あと、技術評価のところですけれども、1回目の技術評価表がありますが、2回目はここにファイルされているのですか。	申し訳ございません。2回目につきましては、同じ業者が応募してきました、中身が全く同じ提案書がまいりましたので、1回目と同じ採点を採用したということです。
なるほど。これは少しいかがなものかと思しますので、今回は今回でまた別紙できちんと作っていただいて、この中にファイルをしていただきたいと思います。	はい。
九州、特に南の方で工事が大変だ、職人がいないというようなことはよく聞きます。この話は繰り返し言われているのですね。その中で、この発注の仕方に何か工夫はできなかったらと思うのですが。例えば今これ、建築工事と空調を一体で発注しようとしていますよね。なおかつ設備のほうは、これパッケージ型の空調機を、取り外して新設するというやり方ですが、私が見た中では事務室みたいですが、パッケージ型ではなくて、エアコンベースということがよくあるわけですね。極論を言えば、エアコンの取付けだったら誰でもできるみたいな話があったりするかもしれない。つまり、そこまで。病院なんかは今エアコンでやっていますからね。そういうことも含めて、今職人がいないという、工事を受けてくれるところがないということに対する発注の工夫の仕方というのを少し考えられてはいかがかな、と思うのですが、空調機械と建築工事と一体で発注をかけているので、それが対応できるところしか応札できないわけですね。逆に言うと設備だけばらせば、設備の業者というのが、エアコンだけ対応してくれるということはあるわけじゃないですか。そういう可能性も今後、追及していく必要があるのかなと思います。	
そうですね。入札公告などを見ますと、九州、沖縄地区におけるB級、C級ということで、また急ぐことで、またここで制約をしていますよね。	はい。
今言ったような、熊本で復旧工事の関係で、本当に業者が枯渇するようなどころだと思います。これもやはり入札の制約になってきているのかなと思います。あとは専任で配置できることというのは、どこまでどういうふうに、この監理技術者の問題ですよね。	はい。
(分科会長の意見) そういう制約を課せば課すほど、この工事には、この程度の工事にかかる専任の一級建築士や、材料みたいな話になっていくのかなというふうに思うので、それも必要なのかなと思います。参考にしていただければ。	はい、分かりました。
<b>【審議案件9】</b>	

審議案件名	：国立療養所星塚敬愛園高架水槽更新整備工事監理業務
資格種別	：設計一建築関係コンサルタント(「A」又は「B」ランク)
選定理由	：総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため。
発注部局名	：国立療養所星塚敬愛園
契約相手方	：日本水工設計株式会社
予定価格	：9,145,422円
契約金額	：9,130,000円
落札率	：99.8%
契約締結日	：令和元年9月27日

(調達の概要)  
 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、日本水工設計株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.8%である。

意見・質問	回答
前回は入札不調だったのですね。その原因と内容を教えてください。	前回の入札不調は、工事の入札不調が原因でして、それに伴い、監理業務のほうも、予定価格に達していなかったため、それ以上の交渉を監理業務委員会でも進めることはありませんでした。
そうすると、入札価格がどれくらい高かったのですか。その監理業務につきましては。	前回の入札のときからすると、50万ぐらいの差だったと思います。ごめんなさい。ちょっと今全て出ていませんが。
大した差ではなかった。	はい。
だけれども、予定価格を上回っていた。	はい。
分かりました。それで、2回目、審査委員会の議事内容がありますけれども、仕様の見直しを行ったというふうに書いてありますが、これはどのような内容になりますか。	こちらの仕様の見直しは、工事の仕様の見直しで、前回、工事の方が当園の落札予定価格に、だいぶ開きがありましたので、こちらの方の仕様の見直しを行ったという意味合いです。
監理業務については特に関係ないということなのですね。	はい。
そうすると、工事の方もまだ開始されていないのですか。	いえ、工事のほうも今回契約を行いまして、そのときに同時に監理の入札も行いまして、現在は着工しています。
同じタイミングで、工事と監理業務が同じタイミングで入札できたと、成功したということですね	はい、そうです。
分かりました。あと、落札率が非常に高い、99.8%ということですが、この辺はどういった理由が考えられますか。	今回の当園が計画しております水道の大規模な工作物になるのですけれども、いろいろ調べた結果、水道事業実務必携というものが一番適当であると判断しました。それに照らし合わせて、人件費を算出するのですが、そちらを基に算出しています。その積算方法というのが、工事の直接工事費から比例して、人件費を出すといったやり方になるのですけれども、それを基に予定価格を立てています。 今回の監理の入札に関しては、前回の工事の内容と一部仕様の見直し等がありましたので、若干ではあるのですが、監理費の方も金額が前回とは変更しているところがあります。しかしながら、前回は入札には至らなかったのですが、前回監理の入札に応札していただきました業者も、こちらの日本水工設計株式会社でありまして、前回、不調に終わったので、このときの応札金額より更に落として、今回は札を入れた結果が、この落札率、うちが予定していた金額のぎりぎり落札できた金額ではないかな、と分析しています。
そうすると、この予定価格調書の内訳書の内容ですけれども、これは工事原価が連動してこれが出てきてしまうということですか。	はい、そうです。
これを特に、単価の方はどのように。	単価は国交省が毎年提示しています、建築技士のCの方とかの表があるのですけれども、そちらを基に算出しています。

特に参考見積りを取っているとか、そういうことはないということですか。	はい。
あと、技術評価のところですけども、技術評価点を書かれたものがありますが、42.29という数字が下のほうに書いてあります。技術審査員の集計結果がこの中に反映されているのですが、この技術審査員の方は11.99ですかね、工事監理が、11.29ということで、この数字が42.99との差ですが、これがどのような評価なのか。	当園のほうで委員会を開きまして、技術資料とかを提出してもらって、点数を付けるのですけれども、委員の方に評価していただきますのが、委員の方に技術の審査をして点数化させてもらったのが、11.99になります。上のほうの表がありますが、こちらのほうは、この技術資料と同時に、資格のほうの様式もありまして、そちらの資格を評価した点数も加えた形が42.29という形になっております。
それほどあなたが評価するのですか。	こちらは当園の会計の方で。
あるかないかのチェックということですね。	そうです。審査しています。
最後に、開札調書がありますが、総合評価落札方式ですの で、技術評価及び価格評価の合計値で、ほかの入札者とは比較するわけですけども、この合計値がこの中にはちょっと見当たらないのですが、その理解でよろしいでしょうか。価格評価点が0.1で、技術評価点が42.29だと書いてあるのですが、比較するのは合計点で、ほかの入札者との比較でしょうか、合計点が必要ではないかと思えます。以上です。	ありがとうございます。
(分科会長の意見) では、終わりました。御苦労さまでした。	
<b>【審議案件10】</b> 審議案件名 : 国立療養所宮古南静園スプリングラー設置工事、R1.9.3-R2.3.19、管工事 資格種別 : 【1回目入札】建設工事—管工事(「A」又は「B」ランク) 【2回目入札】建設工事—管工事(「A」、「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、契約金額が高く、最も落札率が高いため。 発注部局名 : 国立療養所宮古南静園 契約相手方 : 株式会社オカノ 予定価格 : 152,172,000円 契約金額 : 151,800,000円 落札率 : 99.8% 契約締結日 : 令和元年9月2日	
(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社オカノが契約の相手方となった。落札率は99.8%である。	
<b>意見・質問</b>	<b>回 答</b>
1回目の入札が全くなかったという状況を教えてください。	入札説明書等の一式の書類を2者にお渡しして、参加する書類の提出期限になっても、特に書類の提出がありませんで、期限が過ぎた後にその2者にヒアリングをして、1者は常駐可能な技術者がその期間は準備が出来ないと。もう1者は宮古島市の別の契約が取れたので、そちらで忙しく対応ができないという回答です。
分かりました。それは今回の案件の公告が8月6日ですが、1回目はいつだったのですか。	1回目は6月12日です。
今回、8月6日に公告して、入札が8月28日、今回の契約が9月2日ですが、それで履行期間が9月からすぐ始まってしまいうわけです。8月6日に公告を出して、翌月、約1か月で人繰りをして、入札出来るかどうかを調整しなくては行けないわけですけども、本来であれば公告が6月であったので、3か月ぐらいの余裕を見て、ということだったのでしょうけれども、かなりこれはスケジュールがきついですよね。ですので、6月12日で公告を出して、入札はいつだったのですか。6月中ですか。	7月17日です。
準備をして公告をやっと8月6日に出したということにな	はい。

るのですか。	
なるほど。総合評価落札方式ですので、一般競争入札の範疇ではありますが、最低落札方式ではないので、それなりの準備が必要であることからすると、少し期間的には入札者が限定されてしまうことにならざるを得ないのかな、と思いますが、いかがですか	この案件はもともと平成30年度の予算で1年繰り越しておりまして、平成31年度、令和元年度中に完了する必要がございましたので、どうしても履行期間を確保するためには、このスケジュールが精一杯でした。
分かりました。それから予定価格調書がありますが、予定価格調書に内訳が書いてありますが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ということで、直接工事費がポンポンと載っていますが、これの内訳はあるのですか。	会計課施設整備室からお答えします。これに関しては、エクセルで計算されておりまして、まだ左側にエクセルの計算表がございます。国交省の計算方法に基づき正確に計算されるようになっていまして、なるべく一般管理率100%取って、きちんと経費を取って自動計算される仕組みになっております。
参考見積りはどこかの業者から取られているのですか。	取っていません。
取っていないのですか。	はい。
なるほど。そういった機器のスプリンクラーですから、もちろん機器が必要でしょうけれども、その辺の実勢価格を評価するのはどのようにしたのですか。	各メーカーにヒアリングをして、大体何%かを決めています。今回はかなりシビアであったのではないかと。決して無駄ではないと。本当にシビアな予定価格をたてられたのではないかと私は思っています。
そうですか、そうするとそのようにたてた経過がこの資料からは一切分からないので、きちんと添付しておいていただきたいです。きちんとした適正価格が算定されたという証拠をここに残しておいていただきたいと思います。	分かりました。
(分科会長の意見) では、終わりました。御苦労さまでした。	

2 5 道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室  
電話03-5253-1111 (内7965)